

緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（飲食店巡回）

（令和3年5月23日～9月30日）

【飲食店等への要請】

- ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）
- ◆営業時間短縮要請5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

対象施設

飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

遊興施設・結婚式場等

- バー
- カラオケボックス・結婚式場等での食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

ホテルのラウンジ等

非協力店舗

（1）店舗への協力要請

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条2項）

566店舗

（令和3年9月30日時点）



（2）状況確認



（3）命令（同法第45条3項）

246店舗

（令和3年9月30日時点）

（4）命令違反の確認

（5）裁判所に命令違反を通知（過料の通知）

81店舗

（令和3年9月30日時点）
書面が整い次第順次裁判所に通知していきます。